



鹿屋市建築確認申請等手数料一覧表

令和3年4月1日現在

●確認申請・計画通知・計画変更・完了検査申請			
建築物(法第6条、法第7条、法第18条関係)	確認申請・計画通知	計画変更	完了検査
30㎡以内	7,000円	7,000円	14,000円
30㎡を超え100㎡以内	13,000円	13,000円	17,000円
100㎡を超え200㎡以内	20,000円	20,000円	23,000円
200㎡を超え500㎡以内	28,000円	28,000円	32,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	48,000円	48,000円	53,000円
1,000㎡を超えるもの	71,000円	71,000円	74,000円
工作物(法第88条第1項関係)	11,000円	6,000円	12,000円
●道路位置指定申請			
位置指定道路の申請、変更又は廃止の申請手数料		法第42条第1項第5号	50,000円
●接道特例認定申請			
建築物の敷地と道路との関係の建築特例認定申請手数料		法第43条第2項第1号	27,000円
●建築許可申請			
仮設建築物建築制限適用除外許可申請手数料		法第85条第5項	121,000円
●一団地認定申請・連担建築物認定申請			
一団地認定申請手数料(総合的設計による一団地の建築物)		法第86条第1項	
建築物の数が2である場合		78,000円	
建築物の数が3以上である場合(2を超える建築物数を「N」とする。)		78,000円 + N棟 × 28,000円	
連担建築物認定申請手数料(既存建築物を前提とした総合的設計)		法第86条第2項	
建築物の数が1である場合(既存建築物は除く以下同じ)		78,000円	
建築物の数が2以上である場合(1を超える建築物数を「N」とする。)		78,000円 + N棟 × 28,000円	
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料		法第86条の2第1項	
建築物の数が1である場合(一敷地内認定建築物は除く以下同じ)		78,000円	
建築物の数が2以上である場合(1を超える建築物数を「N」とする。)		78,000円 + N棟 × 28,000円	
一の敷地とみなすこと等の認定の取消し申請手数料		法第86条の5第1項	
現に存する建築物数を「N」とする。		6,400 + N棟 × 12,000円	
一団地の住宅施設についての容積率等制限適用除外認定手数料		法第86条の6第2項	27,000円
●全体計画認定申請			
増築等を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定申請手数料		法第86条の8第1項	27,000円
増築等を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画変更認定申請手数料		法第86条の8第3項	27,000円
●各種証明			
証明願(建築確認台帳記載事項証明)		細則第29条第1項第1号	200円
道路位置指定済証明願		細則第29条第1項第2号	200円

※手数料については、納付書を発行(郵送)しますので、最寄りの金融機関でお支払いください。

※上記手数料は、鹿屋市が行う事務に適用されます。

(鹿児島県、指定確認検査機関については、それぞれお問合せください)

